

# 消費者機構日本ニュースレター

## 141号

### 第14回通常総会等日程のご案内

会員の皆様

第14回通常総会及び記念企画について、下記日時・会場で準備をしておりますので、よろしくご予定くださいますようお願いいたします。

なお、正式なご案内は、あらためて5月中～下旬にお送りするようにいたします。

#### 第14回通常総会

日時 2018年(平成30年)6月8日(金) 17時30分～18時30分

会場 主婦会館プラザエフ 地下2階 クラルテ

東京都千代田区六番町15

#### 同 記念企画

日時 2018年(平成30年)6月8日(金) 18時45分～20時30分

会場 主婦会館プラザエフ 地下2階 クラルテ

東京都千代田区六番町15

※企画内容については、現在、検討中です。

### 旭化成ホームズ株式会社(建築請負事業者)は、建築請負契約解除時の違約金の返金対応およびパンフレットの保証内容の記載について、是正しました

当機構は、2014年に旭化成ホームズ株式会社(以下、「当該事業者」という)に対し、建築請負契約解除時の違約金条項等について申入れを行い、消費者(注文者)が会社に対して解約の申し出をした場合、会社は違約金または損害賠償金として、当該契約の解除による会社の損害を超える金員を消費者(注文者)に請求する意思表示は行わないとする内容の合意書を2015年1月23日に締結しました。

しかしながら、合意書締結以降も消費者から建築請負契約解除に伴う違約金等の返金トラブル情報が複数寄せられた為、当該事業者に対し、2017年7月に、合意書の内容を遵守しているのか問合せし、契約解除した全消費者との間で解除に伴う損害の清算の実施状況について点検を行い、不適切な清算がなされている事例があれば返金すべき金員の返還を行うことを要請しました。あわせて不適切な清算がなされた原因を究明し、不適切な清算がなされないよう対策を立案することを要請しました。

また建築請負契約に際し、部位によって保証期間が違うにも拘わらず、30年間修理費用がかからないと誤認して契約したとの情報提供がよせられ、パンフレットにあるSUPPORT SYSTEM(ロングライフプログラム)と保証書を確認したところ、ロングライフプログラムでは、30年目だけ集中工事を行えば、その他は修理の必要のない住宅であると誤認しやすい内容とな

っていたことから、保証書と齟齬のない表現に変更することを合わせて要請しました。

### 【当該事業者との協議】

当該事業者とは、計 3 回、面談による意見交換を行い、当機構の要請内容に対する回答および是正内容を確認した為、協議を終了しました。協議内容につきましては、以下をご覧ください。

### ＜建築請負契約解除時の違約金の精算について＞

- 当該事業者から「2017 年 4 月 1 日に『解約に関するガイドライン』を策定。ガイドラインに沿って対応するよう周知徹底をした。」との報告を受けました。またガイドライン（部外秘）の内容を確認しました。
- 当機構の要請書を受けて、あらためて、社内会議および社内通知文書で周知徹底を行ったとの報告を受けました。
- 合意書締結以降の契約総数と契約解除数の報告（部外秘）とともに、清算の見直しが必要な案件はない旨の報告を受けました。

※以上の回答内容および 2017 年 4 月 1 日以降の違約金清算に関する苦情について、当機構が把握している限りでは遞減傾向にあることを踏まえ、契約解除時の対応は是正されていると判断しました。

### ＜「SUPPORT SYSTEM」の表記の改定と保証内容について＞

- 雨水の浸入を防止する部分の保証期間は、20 年から 30 年に延長されました。  
（なお、当該事業者からは、当機構の要請以前より、雨水の浸入を防止する部分について保証期間の延長を検討していたと報告を受けました）
- 「SUPPORT SYSTEM」の表記からメンテナンスフリーという文言が削除されることを確認しました。
- 営業担当者が「30 年間メンテナンスフリー」という言葉を使用する際には、以下の意味で使用する」と報告を受けました。  
「構造躯体および防水については、30 年間メンテナンスフリー」  
「30 年間は点検と補修（保証の対象となる不具合があった場合）の費用は一切かからない。」
- 「SUPPORT SYSTEM」の表記において「ロングライフプログラム」と「ロングライフ保証システム」を併記し、すべての保証が 30 年と誤認されないように改定することを確認しました。

※以上のことから、部位に拘わらず、30 年間はすべて保証の対象であると誤認されない対応がとられたと判断しました。

**有限会社立川美術学院（芸大・美大受験予備校）は、中途退学時の学費および講習会キャンセル時の受講料について、今後、適切な返金対応をとることを約束しました。**

消費者より、中途退学を申し出たが、授業料等が返金されないとの情報が当機構に寄せられました。当機構で当該学院の入学要項等を確認したところ、当該学院は、通年で途中入学を受け付けているにも関わらず、授業開始後の返金をしない旨、入学要項に定めていました。授業料の分納規定については、分納者が中途退学になった場合でも、残余の授業料を収める旨の規定になっていました。また夏季・冬期・入試直前の講習会の募集要項等にも「一旦納入された学費は理由の如何を問わずお返しできません。」と記載されていました。

そこで当機構は、当該学院に対し、上記内容が消費者契約法第 9 条第 1 号に抵触する不当条項

であると考えられることから、上記内容の意思表示を行わないことを求め、2017 年 4 月 13 日付で裁判外での申入れを行いました。

### 【申入れの趣旨】

当該学院が消費者との間で、契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと。

#### ①芸大・美大予備校コース通年コースの在学契約において

ア.分納学費の支払いを受けるにあたって、分納した入学者が退学する場合には、未納分の学費を完納しなければならないとする意思表示。

イ.授業開始後の学費の返金はしない（AO入試・推薦入試合格による退学も含む）との意思表示。

#### ②講習会の受講契約において、納入後、受講料は理由の如何を問わず返金しないという意思表示

しかし当該学院は、回答をしてこなかった為、2017 年 9 月 5 日に裁判に向けて消費者契約法第 41 条に基づく差止請求書を送付したところ、当該学院より、当機構からの申入れに従い、すべて是正した、また「分納学費制度」「特待生制度」は廃止したとの回答を受領しました。

### 【事業者との協議】

当機構は、当該学院に対し、是正した事実を確認する為の資料提供の要請や、返金の考え方についての質問を行う等、当該事業者と協議をすすめてきたところ、当該学院からは、当機構の指導に従い、いずれの場合も返金の対応を行いたいと回答を得ました。その為、当機構より返金対応についての要請書を送付しました。また当該学院と当機構で合意書を締結し、協議を終了しました。

### 【要請書の内容】

#### 第 1 入学申込後、入学辞退の場合の学費の返金

これまで通り、授業開始前に入学を辞退した場合は、学費を全額返金してください。

#### 第 2 入学後、中途退学する場合の学費の返金

在学中の受講生より中途退学の申出を受けた時は、契約の時期にかかわらず一切の学費を返金しないという対応はせず、中途退学の時期に応じた返金を行ってください。

##### ※返金の考え方

受領済みの学費から、すでに提供された役務の対価に相当する額を含む中途退学によって貴学院に生ずる平均的損害額を差し引いた金額を返金してください。

#### 第 3 講習会申込み後、キャンセルの申出があった場合の受講料返金について

一切の受講料を返金しないという対応はせず、上記、第 1、第 2 に準じた返金対応をしてください。

#### 第 4 返金規定の表示

本年 3 月末日までに、第 1 ないし第 3 の考え方に従い、適切な返金規定を整備し、ウェブサイトに掲載してください。またそれ以降、入学決定後のメールにおいても、同内容を明記してください。

**株式会社ジョンマスターオーガニックグループに対する被害回復の要請を行い、一定の条件を満たせば返金も選択できるようになりました。**

当機構宛に、2017 年 10 月以降、複数の消費者の方から、「ジョンマスターオーガニックが販売しているシャンプー類の成分表示が誤っていて、そのことは事業者側も認めている。にもかかわらず、事業者側の対応は、正しい成分表示のラベルを貼った商品との交換のみで、現金での返金

は受付けないとしており不満である。現金での返金が本来されるべきではないか。被害回復が図られることを要望したい。」といった情報提供がありました。

当機構で、寄せられた情報内容を確認、検討した結果、被害回復裁判手続を念頭に、事業者に要請を行う必要があると判断し、2017年11月1日付で、株式会社ジョンマスターオーガニックグループ宛に「要請・問合せ」を送付しました。

「要請と問合せ」の概要は以下のとおりです。

#### 【要請】について

1. 「自主回収対象製品」を購入した消費者の内、返金を希望する消費者に対しては、直ちに返金措置をとること。
2. Amazon、楽天、Yahoo等の販売業者による販売については、当該商品を卸した販売業者に対して、対象製品を購入した消費者が返金を求めた場合には、当該販売業者が消費者に対して返金措置が取れるよう対応すること。
3. 返金を行う場合には、返金を行うことと返金を受けるための手続等の内容が、購入者に周知されるよう適切な措置をとること。

#### 【問合せ】について

自主回収の対象製品について、「2016年9月8日から2017年9月21日までに販売された対象製品全ロット」と期間を特定されているが、その根拠を教えてください。

その後、株式会社ジョンマスターオーガニックグループ代理人と複数回の面談を行った結果、2018年2月26日に株式会社ジョンマスターオーガニックグループ代理人より、当機構に対して、「自主回収に関する追加対応として、クーポンへの交換又は返金を追加する」旨の連絡があり、同日、ジョンマスターオーガニックの公式ウェブサイトでその旨が公表されました。

★URL: <http://www.jmo-group.jp/s/announcement/201709.html>

なお、「問合せ」事項に対する事業者側の回答は以下のとおりです。

- 「John Masters Organics Inc. が誤表示について調査を行ったところ、上記期間に販売された自主回収対象製品について誤表示があったことが確認されたためです。」との事でした。

#### 《当機構の考え方》

当機構では、今回の株式会社ジョンマスターオーガニックグループの措置について、次のように考えています。

1. 事業者のウェブサイト上で周知している内容は、当機構からの要請に沿った内容であり、一定の評価はできる。
2. 但し、次の点において、今回の措置は消費者の被害回復として不十分な内容と思われる。
  - ①既に自主回収対象期間から相当な時間が経過し、使用後の空となった旧ラベルのボトルを現在も保管している消費者は少ないと思われ、旧ラベルのボトルを既に廃棄してしまった消費者は、返金が受けられないこと。
  - ②2017年9月21日の事業者HPでの公表以降、既に多くの消費者が正しい成分表示の貼られた同商品と交換されていると思われる。その時点では交換以外の他の選択肢は無く、やむを得ず交換に応じた消費者もいると考えられ、そうした消費者は、今回の返金の対象とはならないこと。
3. 従って、当機構としては、今回の株式会社ジョンマスターオーガニックグループの対応をもって当機構の要請事項が実現したとするのではなく、購入者（消費者）の反応を引き続き注視したいと思います。

**株式会社 ONE MESSAGE から、「ご納得いただけなかった方へは誠意を以て返金の対応をさせていただきたいと考えております。」との回答がありました。**

当機構に対して、株式会社 ONE MESSAGE が販売し、泉忠司氏が勧誘した「仮想通貨バイブル（DVD）」「仮想通貨バイブルVIPコース」「パルテノンコース」に対する被害情報が、2017年7月以降、多数寄せられました。

当機構ではこれまでの間、情報収集や被害者との面談を行う中で、被害実態の把握に努めてまいりました。

その結果、「株式会社 ONE MESSAGE」及び「株式会社 泉忠司事務所」に対して下記の内容の「要請書」を送付し、2018年3月8日までに書面による回答を求めてまいりました。

#### 【要請の趣旨】

「貴社らが販売し、泉忠司氏が勧誘した下記の商品の購入者に対し、下記商品の勧誘に際し不実告知及び断定的判断の提供があったため、返金を希望する者には返金する旨を全購入者に対して通知し、返金希望者に対しては、販売金額全額の返金を要請します。」

商品名	返金金額
仮想通貨バイブル	50,800 円（税込）
仮想通貨バイブルVIPコース	48,200 円（税込）
パルテノンコース	482,000 円（税込）

その結果、3月7日に「株式会社 ONE MESSAGE」から回答があり、その回答の中には、「お客様へ誤解を招く販売方法であったかもしれないので、ご納得いただけなかった方へは誠意を以て返金の対応をさせていただきたいと考えております。」との記載がありました。

当機構では、引き続き「株式会社 ONE MESSAGE」に対して、返金希望者には全額返金を行う旨を購入者に通知するよう要請しています。

**どんな修理でも 4,980 円など表示していたパソコン修理の「オープンリペア」が廃業となったため、本件の取り組みを終了することにしました。**

当機構のウェブサイトにて2017年7月26日付で「差止請求の申入れ」を行った旨を公表し、それ以降、協議を進めてきました事業者「オープンリペア」について、「オープンリペア」のウェブサイト上で「2017年12月31日をもって廃業しました。それに伴い事業所はすべて閉鎖しております。」旨の告知がされていることを確認したため、本件の取り組みを終了しました。

#### 【これまでの経過】

- ① 機構では、消費者の方からの情報提供を受け、「オープンリペア」のウェブサイトでの表示（どんな修理でも 4,980 円とした有利誤認表示やキャンセル料が発生することを明記しない不利益事実の不告知）や約款の内容（料金は予告なく変更できること一方的に所有権を放棄したものとみなすこと等）に問題があると判断し、2017年7月18日付で「オープンリペア」宛に「申入書」の送付を行い、あわせて、当機構のウェブサイト上で公表を行いました。
- ② 「オープンリペア」より2017年8月26日に「先般受領したご意見書に基づき是正が必要だと思わ

れる箇所については改定し対応をいたしました。」とする回答がEメールで当機構に届きました。

- ③「オープンリペア」からの回答内容では、修正内容や修正箇所が不明なため、申入事項に対応する形での回答を書面で提出するよう2017年9月4日付で要請を行いました。
- ④2017年9月26日付で「オープンリペア」より回答が書面で届きました。書面の内容は、当機構からの各申入事項に対応する回答のURLが示され、当機構においてそのURLを開いて確認することを求める内容でした。
- ⑤当機構では、回答書面で指定された各URLを点検し、ウェブサイト上の表記や約款の内容を確認した結果、一定の改善は見受けられるものの、引き続き改善を求めていく項目があると判断し、2018年1月11日付で「再度の申入れ及び要請書」を「オープンリペア」宛に送付しました。
- ⑥しかし、送付した「再度の申入れ及び要請書」は、「保管期間経過したため返却します」として返送されたため、再度2018年1月31日に送付いたしましたが、今度は「あて所に尋ねあたりません」として再度返送されてしまいました。
- ⑦その後、何度か「オープンリペア」宛にEメールで問合せを行うものの、「オープンリペア」からの返信はありませんでした。
- ⑧2018年2月13日に「オープンリペア」のHPを確認したところ、2017年12月31日をもって廃業した旨の広告が掲示されていました。

## 第27回消費者志向経営セミナーご案内 「消費者からみた 事業者に期待すること」開催報告

当機構では、2018年3月6日に「消費者からみた事業者に期待すること」と題した第27回消費者志向経営セミナーを開催いたしました。第一部では、消費者委員会前委員長河上正二先生より、消費者委員会のご経験から、当面する消費者政策への課題と事業者に期待することをお話しいただき、第二部では、消費者志向経営の実践事例について、サントリーコミュニケーションズ株式会社松尾様と明治安田生命保険相互会社後藤様よりご報告いただきました。また第三部では、河上先生と事業者二社による鼎談を行いました。三部構成という長丁場ではありましたが、受講者の皆様からは、「消費者委員会の信念がよく理解できた」「事業者の具体的な取り組み事例が参考になった」「本音の話が聞けてよかった」等、大変好評でした。

1. テーマ 消費者からみた 事業者に期待すること
2. 日時 2018年3月6日(火)  
13時30分～17時25分
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階 会議室
4. 参加費 お一人様 7,000円
5. 対象者 企業・団体の顧客対応部門、消費者志向経営担当部門他
6. 参加者 18名
7. タイムスケジュールと内容

時間	内容
13:30～13:35	開会 ご挨拶
13:35～15:05	消費者側からみた 事業者に期待すること 前消費者委員会委員長 河上 正二 氏 ○公益通報者保護 ○広告表示の適正化 ○消契法改正 ○集団訴訟
15:05～15:20	休憩
15:20～15:50	サントリーのお客様志向経営の取り組み サントリーコミュニケーションズ株式会社 松尾 正二郎 氏

15:50~16:20	ご高齢者のアフターフォローと地域の見守り活動等について 明治安田生命保険相互会社 後藤 俊二 氏
16:20~16:30	休憩
16:20~17:25	河上氏、松尾氏、後藤氏による鼎談（会場からの質疑応答も含む） コーディネーター 消費者機構日本 磯辺

## 8. 内容

### 第一部 消費者側からみた 事業者に期待すること

#### 前消費者委員会委員長 河上 正二 氏

内閣府消費者委員会委員長を3期6年にわたって務められた河上正二先生をお招きして、当面する消費者政策への課題や消費者志向経営について、事業者の方に申し上げたいこととお話いただきました。

公益通報者保護法、広告表示・食品表示制度の適正化、消費者契約法改正の動き、集団訴訟制度について、これまでの議論の経緯を交えて、わかりやすくご説明いただきました。また、消費者契約法専門調査会の中での議論について、事業者の方に特に申し上げたいこととして、「悪質な事業者を排除する為の公正なルールを市場に与えることは、適正な事業活動を行っている事業者にとっても必要なこと。」「公正で安心のできる市場環境が、消費者にとっても事業者にとってもWin・Winの結果をもたらす。これこそが消費者志向経営と言われるものの実質ではないか。」等のメッセージをいただきました。



### 第二部 消費者志向経営の実践事例

#### ①サントリーのお客様志向経営の取り組み

##### サントリーコミュニケーションズ株式会社 お客様リレーション本部 松尾 正二郎氏

サントリーグループのCSRの取り組みの一環として、お客様志向経営を位置づけていること、また活動事例について、わかりやすくご説明いただきました。お客様との対応では、傾聴と共感のコミュニケーションを大切に、質問に答えるだけでなく、お客様に関心を示し、様々な言葉を投げ返し、お客様の質問の真意を考えて対応する等、参加されている事業者の方にとって大変参考になるお話でした。また、お客様視点で行動する従業員の風土・意識の醸成として、グループをあげての研修を実施していることをご報告いただきました。



#### ②ご高齢者のアフターフォローと地域の見守り活動等について

##### 明治安田生命保険相互会社 お客様志向推進室 後藤 俊二 氏

超高齢者社会への対応として、どのような取り組みを行っているかについて、わかりやすくご説明いただきました。お客さまから保険金のご請求のお申し出がなくても、長寿祝賀の節目の年齢を迎えられるお客さまに対して「請求確認」と「連絡先確認」を行なう「MY長寿ご契約点検制度」では、住民票照会や職員による直接訪問等を通じて、90歳以上の対象となるお客さまのうち99.6%について、確認が完了できたとのことでした（2016年度）。また、各地域や行政と連携・協力して、地域の見守り活動を展開（ご高齢者等の様子の変化<洗濯物が何日も干してある>等があれば、行政に連絡）する等、全国に営業職員のいる生命保険会社の強みを生かした取り組みについて、ご報告いただきました。



## 第三部 鼎談

河上氏 松尾氏 後藤氏 コーディネーター 消費者機構日本 磯辺

第二部の事業者からの消費者志向経営の事例報告を受けて、河上先生から内容について深掘する質問をいただきました。このことで、事業者の取り組みについて、さらに理解を深めることができました。またサントリーの松尾様からはトクホについての考え方、明治安田生命保険の後藤様からは、公益通報者保護法について河上先生にご質問されました。会場からは、消費者志向自主宣言をした後の対応についてや、消費者契約法改正等についての学習はどうされているのかと、事業者に対して質問をいただきました。



## 全国の適格消費者団体（17 団体）のホームページ公表情報（2 月 1 日～3 月 15 日分）

○各適格消費者団体（17 団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。2 月 5 日には消費者支援群馬ひまわりの会が、あらたに適格認定を受けられました。

適格消費者団体名	公表情報(2月1日～3月15日)
<b>《消費者支援ネット北海道》</b> <a href="http://www.e-hocnet.info/index.php">http://www.e-hocnet.info/index.php</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■2月6日：第3次札幌市消費者基本計画（案）に対する意見を提出しました。 <a href="http://www.e-hocnet.info/report/poo59.htm">http://www.e-hocnet.info/report/poo59.htm</a></li> <li>■2月7日：中和株式会社に対する質問書を送付しました。 <a href="http://www.e-hocnet.info/offer/poo61.htm">http://www.e-hocnet.info/offer/poo61.htm</a></li> <li>■3月15日：ヤフーウォレットに関する質問書を送付しました。 <a href="http://www.e-hocnet.info/offer/poo65.htm">http://www.e-hocnet.info/offer/poo65.htm</a></li> </ul>
<b>《消費者市民ネットとうほく》</b> <a href="http://www.shiminnet-tohoku.com/">http://www.shiminnet-tohoku.com/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
<b>《埼玉消費者被害をなくす会》</b> <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■2月1日：(株) トーソーコンストラクションに対し、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行ないました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180201_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180201_01.html</a></li> <li>■2月1日：株式会社アメニティに対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180201_02.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180201_02.html</a></li> <li>■2月7日：(株) 豆腐の盛田屋に対する申入れ活動を終了しました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180207_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180207_01.html</a></li> <li>■2月9日：(株) エムアンドエムに対し「申入れ」を行い、「回答」を受領しました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180209_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180209_01.html</a></li> <li>■2月16日：(株) トウエンティフォーセブンに対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180216_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180216_01.html</a></li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>■2月16日：(株)ピーシーデポコーポレーションに対する差止請求活動を終了しました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180216_02.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180216_02.html</a></li> <li>■2月22日：株式会社NTTドコモに対する差止請求訴訟の第5回期日が終了しました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180222_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180222_01.html</a></li> <li>■3月9日：適格消費者団体として3回目となる認定更新を受けました <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180309_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180309_01.html</a></li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>《消費者機構日本》</b> <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■2月14日：旭化成ホームズ株式会社（建築請負事業者）と建築請負契約解除時の対応およびパンフレット等の記載内容についての協議を終了しました。 <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180214_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180214_01.html</a></li> <li>■3月2日：有限会社立川美術学院（芸大・美大受験予備校）は、中途退学時の学費および講習会キャンセル時の受講料について、今後、適切な返金対応をとることを約束しました。 <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180302_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180302_01.html</a></li> <li>■3月15日：株式会社 ONE MESSAGE から、「ご納得いただけなかった方へは誠意を以て返金の対応をさせていただきたいと考えております。」との回答がありました。 <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180315_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180315_01.html</a></li> <li>■3月15日：どんな修理でも4,980円などと表示していたパソコン修理の「オープンリペア」が廃業となったため、本件の取り組みを終了することにしました。 <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180315_02.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180315_02.html</a></li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>《全国消費生活相談員協会》</b> <a href="http://www.zenso.or.jp/">http://www.zenso.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p style="text-align: center;"><b>《消費者支援ネットワークいしかわ》</b> <a href="http://cnet-ishikawa.com/">http://cnet-ishikawa.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p style="text-align: center;"><b>《消費者被害防止ネットワーク東海》</b> <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■2月16日：大東建託パートナーズ株式会社から回答書が届きました。</li> <li>■2月20日：プレミアム・ウォーター株式会社に対して申入書を送付しました。</li> <li>■2月20日：弁護士法人アディーレ法律事務所に対して終了通知書を送付しました。</li> <li>■2月20日：ザ・グロウ・オリエンタル名古屋からの問合せに対する回答書を送付しました。</li> <li>■2月20日：株式会社SHIに対して申入書を送付しました。（回答期限 2018年3月20日）</li> <li>■2月22日：日本ワーキングホリデー協会から回答書が届きました。</li> <li>■2月23日：株式会社ワニブックスからFAXにて回答書が届きました。</li> </ul> <p><a href="http://cnt.or.jp/information">http://cnt.or.jp/information</a></p>
<p style="text-align: center;"><b>《京都消費者契約ネットワーク》</b> <a href="http://kccn.jp/index.html">http://kccn.jp/index.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<p>■3月9日：「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売業者16社に対し、消費者が希望する場合は、返金等を行うよう申入れを行いました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000723">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000723</a></p> <p>■3月12日：家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の第8回裁判が行われました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000721">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000721</a></p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<p>■2月14日：株式会社リーブに対する申入れ活動を終了しました。 <a href="http://hyogo-c-net.com/overture.html#180214">http://hyogo-c-net.com/overture.html#180214</a></p>
<p>《消費者ネットおかやま》 <a href="http://okayama-con.net/">http://okayama-con.net/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>■2月27日：株式会社 Dstyle へ、ウェブサイト上の表示内容の改善を求め通知書を送付しました。 <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE-dstyle%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/">http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE-dstyle%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</a></p>
<p>《消費者支援機構福岡》 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<p>■2月20日：株式会社アイ・アイ・エス(さくら幸子探偵事務所)より回答書を受領しました <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/852">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/852</a></p> <p>■2月20日：株式会社ホテル日航福岡に申入れを行いました <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/859">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/859</a></p> <p>■2月22日：株式会社ホテル日航福岡より回答書を受領しました <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/863">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/863</a></p> <p>■2月22日：アプライド株式会社第16回弁論準備期日の報告 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/867">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/867</a></p> <p>■3月5日：(株)消費者契約法の一部を改正する法律案にかかる意見書 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/870">http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/870</a></p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 <a href="https://www.npo-himawari.jp/">https://www.npo-himawari.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人: 和田寿昭 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077